

令和 5 年度第 3 回 茨城支部評議会 議事概要 (速報)

開 催 日	令和 6 年 1 月 12 日 金曜日 15 : 00 ~ 17 : 00
開 催 場 所	水戸京成ホテル 4 階 「千草の間」
出 席 評 議 員	
潮田評議員、柴田評議員、舟木評議員、谷萩評議員、葉評議員 (五十音順)	
事 務 局	
支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、業務グループ長、保健グループ長、レセプトグループ長、企画総務グループ長補佐、企画総務主任、企画総務スタッフ	
議 題	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 6 年度保険料率について 2. 令和 6 年度支部事業計画 (案) について 3. 令和 6 年度茨城支部保険者機能強化予算 (案) について 	
議 事 概 要 (主な意見等)	
<p>1. 令和 6 年度保険料率について</p> <p>資料に基づき説明し、評議員よりご意見いただいた。</p> <p>【学識経験者 A】 インセンティブの中で特定保健指導の実施率が低迷している要因は何か。</p> <p>【事務局】 主な要因はない。特定保健指導対象者が自分の健康をより自分ごととして受け止めていただけるように、同業種に従事する方々の平均的な健康度との比較ができるような広報を実施し、受診率アップに繋げていきたい。</p> <p>2. 令和 6 年度茨城支部事業計画 (案) について</p> <p>資料に基づき説明し、評議員よりご意見いただいた。</p> <p>【学識経験者 A】 本部から支部に特別枠が設けられているが実際の予算額が少ないと感じる。予算があるのなら支部として特色ある事業を検討して予算案に反映してもよいのではないか。</p> <p>【事務局】 特別枠は通常予算とは別にエビデンスを踏まえた支部の課題解決に向けた取り組みについて措置される。前年度は予算案を提出したが不採用となった事業が多かった。昨年度の審査で不採用となった計</p>	

画については、どのような効果があるのか深掘した分析ができていなかったのが要因だと考える。令和6年度は一事業のみの提案ではあるが今後茨城支部の課題をさらに分析し、それに合った対策事業を行っていききたい。

令和6年度特別枠で提出した事業は保健事業で、特定保健指導の対象にならない40歳未満の方であってもメタボリックシンドロームに該当している方が少なからず存在しており、こういった方の生活習慣の改善を推進することが特定保健指導対象者の流入抑制に繋がるものと考えている。令和6年度の特別枠においては、このような40歳未満のメタボリックシンドローム該当者に対して生活習慣の改善を促すリーフレットを作成、送付する事業予算を計上しているが、まずは一定程度の事業規模に絞った形で予算化しており、令和7年度以降においては、令和6年度の事業効果を検証のうえ、必要に応じて予算規模を拡大する方針である。

【被保険者代表者 A】

①現在後発医薬品が不足していることで、病気が完治するのが遅くなるという悪循環ができていますが今後の生産体制についてはどうなっているのか。

②特定保健指導の質の向上について、質問票に「保健指導を受ける/受けない」の項目があるが、特定保健指導の実施率を上げるためにも項目をなくした方が良いのではないかと。

また協会けんぽとは別に専門的なヘルスシステムを利用しているが、その分析結果で精密検査を受けた方が良いとされていても特定健診では経過観察になっていることがあり、評価に差が出ていると感じる。

【事務局】

①ジェネリック医薬品の供給不足による影響のデータは把握できていない。現在日本ジェネリック製薬協会と供給状況や生産状況について年に数回本部が情報共有し確認している。国は各製薬会社へ増産を依頼しているが現状厳しいとの話も聞く。今後も国や日本ジェネリック製薬協会と連携して働きかけを行っていききたい。

②質問票中に「特定保健指導を受ける/受けない」の項目については、国が各医療保険者に示したものに準拠しており、この設問自体を見直すことができない。他方、ご指摘のとおり、この設問によって特定保健指導の利用を妨げる作用があることは認識しているので、本部を通じて然るべく国に上申する。

【事業主代表 A】

協会主催の集団健診に係る予算規模が拡大しているが、事業内容の変更点について説明願いたい。

【事務局】

令和6年度については、集団健診の開催回数こそ前年度と同じく15回程度としているが、オプション健診のメニューを充実させるといった事業内容の変更を予定しており、この効果による集客の増加を見込んだ費用を追加計上している。

【学識経験者 C】

- ①事業主の立入検査の根拠法、検査の内容、その後の対応はどのようになっているのか。
- ②メルマガの登録者数はどのくらいか。
- ③市町村広報は掲載実績のある自治体はどのくらいあるのか。

【事務局】

①健康保険法第 198 条により協会けんぽから厚生局へ申請を行い、認められた場合は実施できることになっている。検査内容としては、健康保険給付を受けるために不正に資格取得をしていないか確認を行う。その際には従業員名簿の確認等事業所へ立入調査を実施する。

令和元年には標準報酬月額が相違していた事例があり、実際に支払った金額を給与明細等から確認し、後日登録を変更してもらい給付金を返納していただいた。また資格取得・標準報酬の不正となると年金事務所と共同で実施するケースが多い。

②メルマガは、誰でも登録でき会社のメールアドレスでも登録可能である。メルマガは毎月 10 日に配信しており、直近の令和 6 年 1 月 10 日配信件数は 5,724 件であり、毎月約 36 件増加している。

③毎年 9、2 月に広報誌の掲載依頼を行っている。昨年 9 月では 12 市町村、2 月は 13 市町村に掲載していただいた。掲載内容は 3 つ提案し、いずれかを採用していただいている。

【学識経験者 D】

レセプト点検の精度向上の学習会はどのように行われているのか。

【事務局】

システムから確認できる他支部査定事例について、共有のために点検員同士の学習会を開催している。また、外部講師を招いての支部研修会の実施や他支部主催の研修会にウェブで参加する等、内容点検の精度向上を図っている。

【学識経験者 E】

マイナンバーカードと保険証の一体化について。さらに茨城支部の現状について。

【事務局】

マイナンバーの紐づけに関して、現在 2 つの項目について事業所及び被保険者に照会を行っている。

1 つが中間サーバーの情報と既に協会けんぽでマイナンバーが登録されている情報が相違している方を対象（対象者は、生年月日と性別が相違している方）に、令和 5 年 12 月に照会を実施した。茨城支部では約 10 件あり、今後は住所等の相違について本部の指示に基づいて照会を行う予定である。

2 つ目はマイナンバーの未登録者に対する照会の実施であり、未登録者は協会けんぽ全体では 36 万件、茨城支部は約 7,500 人（約 1%）存在する。令和 5 年 10 月下旬から 12 月上旬にかけて事業者宛に照会を実施したが、回答がなかった方に対しては令和 5 年 12 月 28 日に本人宛に照会文書を送付している。

マイナンバーと保険証の一体化は国全体で取り組んでいるもので、令和 6 年 12 月 2 日以降は新しい保険証は発行しないこととなっている。また 11 月末に各医療保険者で総点検を実施し、双子のマイナンバーを取り間違えてしまったことや事業主からの提出に誤りがあったことが分かった。

茨城県内における医療機関の顔認証装置は、4,300 機関中 3,900 機関で設置済みであるが、マイナンバーカードを保険証と紐づけし利用しているのは国全体で 4.5%であることから、さらに広報を行っていかねばならない。

3. 第3期茨城支部保健事業実施計画（データヘルス計画）について

資料に基づき説明。評議員からの質問等なし。

特記事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・傍聴者：1名（茨城新聞社）・次回は、令和6年7月に開催予定 |
|---|